

国道9号吉敷中電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	2	第1	6		事業の概要	道路照明が整備対象となっていますが、照明を途切れさせないようにするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後(維持管理期間)になると思われま す。その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろ しいでしょうか。	本事業で撤去する照明柱は、本事業の完成・引渡までに撤去を完了することとしま す。なお、本業務で新設する照明柱については、電柱を抜柱するまでの間は架空線を通 じて受電することとし、入線作業に合わせ地中線を通じた受電に切り替わることとしま す。
2	要求水準書(案)	2	第1	7	(2)	工事業務	本事業にて照明を解体撤去・復旧する場合、道路照明に係る電気需給契約申込み手 続きについては実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	要求水準書(案)	2	第1	7	(2)	工事業務	1)復旧対象施設について、車道及び歩道(路盤、舗装)、照明以外にどのようなものを 考えていますか。	第3 工事業務 2. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務に記載のとおりです。
4	要求水準書(案)	2	第1	7	(2)	工事業務	1)移設対象施設について、対象施設についてご教示いただけないでしょうか。	第3 工事業務 2. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務に記載のとおりです。
5	要求水準書(案)	2	第1	7	(2)	工事業務	県警設備である信号、感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解 でよろしいでしょうか。	施設管理者との協議により本事業の対象とする場合は、設計変更の対象とします。
6	要求水準書(案)	3	第1	7	(5)	事業期間	調査・設計業務について路線起点側半分の設計業務を先に完了させ、その区間の工 事業務を行いつつ、路線終点側の設計業務を引続き実施するなど部分的な設計完成 で施工実施することは、可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	要求水準書(案)	3	第1	7	(5)	事業期間	事業者には帰責理由がない場合の一時中止及び工期延伸に伴う経費等の増額協議は 可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
8	要求水準書(案)	6	第2	1	(3)	配置技術者の確認	「事業者は、業務計画書(設計共通仕様書第1112条)の業務組織計画に配置技術者 の立場・役割を明確に記載すること。また、本業務の管理技術者は、事業者が提出し た第一次審査資料に記述した配置予定の技術者でなければならない。」とありますが が、第一次審査資料に記述した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、同 等の資格及び実績を有する技術者に変更することを担当部局まで通知することで、辞 退を回避することは可能でしょうか。	事業契約締結後において、やむを得ない理由(死亡、病気、出産、育児、介護、退職 等)がある場合、中国地方整備局と協議の上、配置予定技術者と同等以上の者への 変更は可能です。詳細は入札公告時に示します。
9	要求水準書(案)	7	第2	1	(7)	土地への立ち入り等	1)「業務の実施に伴う植物の伐採、かき・さく等の除去又は土地若しくは工作物の一 時使用により生じる損失は事業者の負担とする。」とありますが、業務遂行に必要な 場合は国と事業者と協議のうえ、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とはなりません。
10	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	埋設物探査の実施において工事業務を実施する企業が、試掘調査を実施する場 合は、工事業務外のため主任技術者または監理技術者の資格要件は適用外である との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、実施の場合は、第2.1.(6)再委託により申請をお願いします。
11	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	試掘調査及び非破壊の埋設物探査について、予定箇所の詳細を明示していただ けという理解でよろしいでしょうか。	予定箇所については、中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
12	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	今回の試掘調査は「設計業務」で実施しますが、車道部における試掘が必要とな った場合、復旧は仮復旧、本復旧のいずれをお考えでしょうか。	電線共同溝工事の影響範囲は仮復旧、電線共同溝の工事影響範囲外の箇所は本 復旧を基本とします。
13	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	試掘調査が「調査業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計 企業」が担い、試掘および交通誘導警備員の配置は「工事企業」が担うことは可能 でしょうか。	可能です。 ただし、実施の場合は、第2.1.(6)再委託により申請をお願いします。
14	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	情報ボックス(電線共同溝、道路管理用光ファイバーケーブル)の近接工事となり ますので、情報ボックスの詳細(管理台帳図面及び収容ケーブルなど)、占有業者等 を公表していただくよう願います。	詳細は入札公告時に示します。
15	要求水準書(案)	9	第2	3	(1)	設計項目	第1総則6 事業の概要では、調査・設計業務として、道路附属物の設計が記載され ていますが、詳細設計の設計項目に記載がありません。具体的な設計内容、設計数量 等を明示していただけないでしょうか。	詳細設計業務は、電線共同溝詳細設計及び歩道詳細設計です。道路詳細設計及び 交差点改良が必要となった場合は、中国地方整備局と協議の上、決定することとしま す。詳細は入札公告時に示します。
16	要求水準書(案)	9	第2	3	(1)	設計項目	道路附属物の設計の内容、数量が明示されていませんが、対象となる附属物設計は 設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道9号吉敷中電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
17	要求水準書(案)	9	第2	3	(2)	BIM/CIM適用業務について	BIM/CIMガイドライン含め、電線共同溝に関する活用の記載がなく、3Dモデル作成の詳細仕様も未策定と思われませんが、仕様面含めて実施計画書の中で事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
18	要求水準書(案)	11	第2	3	(3)	DXデータセンターの使用	“DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、事業者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。”とありますが、有償ソフトの使用費用は設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書(案)	12	第2	4	(2)	業務内容 4) 支障物件等調査及び移転協議	「支障物件の抽出と移転計画を立案すること」とありますが、予備設計の段階で、明確になっている支障物件があれば提示ください。また、支障物件に関して、予備設計会社担当者との打合せ・情報共有等は可能でしょうか。	前段は、支障物件は閲覧資料に示しています。後段は、予備設計担当者との打合せ・情報共有は、事業契約締結後であれば可能です。
20	要求水準書(案)	12	第2	4	(2)	業務内容 5) 家屋調査	5) 家屋調査において、「標準としてバックホウ稼働位置から22mを影響範囲として、家屋調査を実施し、工事の同意を得ること。また、埋設ルートが変更になった場合、バックホウの稼働位置が変更になるため、再度影響範囲を選定すること。」とありますが、施工の事前事後に家屋調査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書(案)	12	第2	4	(2)	業務内容 5) 家屋調査	工事完成後の家屋調査等は、引渡し日までに実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書(案)	12	第2	4	(2)	業務内容 5) 家屋調査	上下水道、ガス等の移設が必要となった場合は、本事業にて家屋調査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、上下水道、ガス等の移設工事で家屋補修が発生した場合の補償費は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	上下水道、ガス等の移設が必要となった場合の家屋調査は本事業では実施しません。補償費についてはご理解のとおりです。
23	要求水準書(案)	12	第2	4	(2)	業務内容 5) 家屋調査	家屋調査等に水文調査も含むという理解でよろしいでしょうか。	水文調査は含みません。
24	要求水準書(案)	12	第2	4	(2)	業務内容 7) 占用業者等と引込管、連系管及び連携設備の協議	「引込管、連系管及び連系設備の設計については、中国地方整備局より各占用業者等へ依頼する予定である。」とありますが、引込管、連系管及び連系設備の設計は、占用業者へ委託予定の理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	12	第2	4	(2)	業務内容 7) 占用業者等と引込管、連系管及び連携設備の協議	「電線共同溝と引込設備の同時施工について調整を行うこと。」とありますが、引込管路・連系管路及び連系設備も同時施工(工事期間内に実施)の予定の理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書(案)	17	第3	2		既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 3)	「* 設計は、事業者が行い、移設は、施設管理者が行うことを予定している。なお、施設管理者との協議により本事業の対象とする場合は、設計変更の対象とする。」とあるが事業者が設計する範囲をご教示願います。	詳細設計業務において、既存支障施設の移設結果を反映することを想定しています。
27	要求水準書(案)	23	第3	3	(16)	境界基準点の復元	「工事が完成した場合、既成の敷地台帳に基づき境界基準点を現地に復元する」とありますが、既成の敷地台帳の座標データ等は貸与して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書(案)	23	第3	3	(17)	ICT活用工事について(ICT舗装工(舗装修繕))	中国地方整備局と協議後、ICT活用に必要な費用については事業開始後に協議のうえ設計変更対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書(案)	27	第3	3	(19)	BIM/CIM適用工事について	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要がありますと思われる。地上レーザー測量・点群測量のデータを貸与していただくことでよろしかったでしょうか。また、測量が未実施である場合は、本事業の中で設計変更にて対応の理解でよろしかったでしょうか。	事業契約締結後に地上レーザー測量データを貸与します。測量データの不足部分については、中国地方整備局と協議して下さい。
30	要求水準書(案)	33	第5	1	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	設計変更の対象となりません。
31	要求水準書(案)	33	第5	1	(2)	業務計画	業務計画に、各業務の責任者の経歴、資格等の記載がありますが、必要な資格についてご教示願います。	特に資格等の定めはありませんが、第5章 1. (1)の業務を実施するにあたって、必要となる資格です。

国道9号吉敷中電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
32	要求水準書(案)	34	第5	1	(3)	提出書類 2)業務報告書	2)業務報告書について、「情報ボックス台帳の修正」とありますが、情報ボックス台帳の内容に変更がなければ対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書(案)	34	第5	1	(3)	提出書類 2)業務報告書	「事務手続き記録」の「電線共同溝の入構記録」には、鍵の貸出しは含まれていない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書(案)	36	第5	2	(3)	特記事項 1)点検 3)応急措置	「中国地方整備局が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、中国地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、中国地方整備局と協議の上、補修を行うこと。」及び「点検の結果、維持管理対象施設を継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。」とありますが、補修費については、協議となっています。個別清算という理解でよろしかったでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、決定することとします。